

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(遅たる翌日)
(遅たる翌日には休きは、そ)

鳥取県規則第六十号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十
八号）の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項中第二十号の次に次の二号を加える。

二十の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律
五百三十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも

の

（一）第十七条の規定による福祉手当の支給

（二）第十九条の規定による受給資格の認定

（三）第二十二条第二項の規定による返還金の受領

（四）第二十四条の規定による不正利得の徴収

（五）第二十六条において準用する第五条第二項の規定による受給資格
の認定

（六）第二十六条において準用する第十二条の規定による福祉手当の不
支給

（七）第二十六条において準用する第十二条の規定による福祉手当の支
給の一時差止め

（八）第三十六条の規定による書類その他の物件を提出すべき旨の命令
若しくは受給資格者等に対する質問又は障害児等に対する医師等の
診断を受けるべき旨の命令若しくは廃疾の状態の診断

（九）第三十七条の規定による郵便局等に対する書類の閲覧若しくは資
料の提供の請求又は銀行等に対応する必要な事項の報告の要求

規則

- ◆規則 則 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◆告示 則 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◆告示 則 身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
- ◆告示 則 臨時種畜検査の実施
- ◆告示 則 銃猟禁止区域の設定
- ◆告示 則 解除予定の保安林
- ◆内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止
- ◆内水面漁場管理委告示 道路の区域の変更
- ◆内水面漁場管理委告示 道路の供用の開始

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二十一の三 福祉手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四）

号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定による
嘱託手当所領犬只届の受理

(二) 第六条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定による支給停止の通知

(三)
第七条
(第)

四 第八条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定による
氏名変更の届出の受理

住所変更の届

(五) 第九条(第十三条において準用する場合を含む。)の規定による

受給資格喪失の届出の受理

第十条（第十三条规定に準用する場合を含む。）の規定による

出 第十一条（第十三條において準用する場合を含む。）の規定によ
死亡の届出の受理

第一二三、第一三三
る受給資格喪失の通知

別表第二保健所長の項中第五十号の二の次に次の一号を加える。

五十の三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の規定による特定建築物についての届出及び届出事項の変更の届出の受理並びに労働基準局長への通知

は特定建築物への立入検査

告示

鳥取県告示第八百九十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県知事
平林鴻三

診療科目		氏名	勤務先	又は居住地
外科	内科	劉 貴森	岩美郡岩美町大字浦富六五二番地 岩美町国民健康保険岩美病院	"
劉 敏 祥	廖 貴 森			

鳥取県告示第八百九十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査場所	家畜の種類
第一次	第二次	
十一月十日午後一時から	十一月十三日午後二時から	米子市吉岡西部家畜市場
十一月十一日午前十時から	十一月十四日午前十時から	倉吉市大塚中部家畜市場
十一月十一日午後二時から	十一月十四日午後二時から	鳥取市国安東部家畜市場

鳥取県告示第九百号
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次とのおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名稱	区域	存続期間	面積
八頭郡八東町と郡家町との境界と国道二九号との交差点を起点とし、同点から同国道を南東に進み、八東町日田地内の県道若桜船岡線との交差点に至り、同県道を北西に進み、八東町と船岡町の境界に至り、同境界から八東川に沿つて起点に至る線に囲まれた一円の地域	八東川銃猟	昭和五十年十一月一日から昭和五十三年十月三十一日まで	五一〇ha
水尻池銃猟	気高郡気高町奥沢見水尻地内の旧国道九号と町道母木坂線との交差点を起点とし、同点から同国道を南東に進み、町道奥沢見長丁線との交差点に至り、同町道を南西に進み、町道奥沢見光元線との交差点に至り、同町道を北西に進み、町道母木坂線との交差点に至り、同町道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十年十一月一日から昭和六十年十月三十日まで	
倉吉市余戸谷町地内の中道余戸谷町河原町三号線と市道余戸谷八幡線との交差点を起点とし、同点から市道余戸谷八幡線を南方に進み、市道			

八幡山銃獵
禁止区域

余戸谷町九号線との交差点に至り、

昭和五十年十一
月一日から昭和

五十一年十月三
十一日まで

三
ha

同市道を西方に進み、県道福本打吹
停車場線との交差点に至り、同県道
を北方に進み、市道河原町余戸谷町

一号線との交差点に至り、同市道を

北東に進み、市道余戸谷町河原町三

号線との交差点に至り、同市道を東

方に進み、起点に至る線に囲まれた
一円の地域

鳥取県告示第九百一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律
第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字鴨部字水越谷九三三の二から九三三の四まで
二 保安林として指定された目的
千害の防備
三 解除の理由
農道用地とするため

鳥取県告示第九百三号

昭和五十年八月二十六日付けで河原町から申請のあつた土地改良（牛戸
地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二号

昭和五十年八月七日付けで八東町から申請のあつた土地改良（小別府地
区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
八東町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に申し出ること。

地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和五十年十月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す
る。

その関係図面は、昭和五十年十月十七日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。
昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
次とのおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示す
る。

その関係図面は、昭和五十年十月十七日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

種道 路 類	路 線 名	区	間	変 更 前 後 別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
				現 道 路 類	路 線 名	区	間
県道	若桜船岡線	"	"	志子 船岡 停 因 幡	八頭郡船岡町大字見櫻中字石ケ 坪四六二番の三の先から同町大字郡 家字大平二四九番の内三 の先まで	八頭郡船岡町大字見櫻中字石ケ 坪四六二番の三の先から同町大字郡 家字大平二四九番の内三 の先まで	九〇〇 一三〇 一〇〇
				車 線	志子 船岡 停 因 幡	八頭郡船岡町大字見櫻中字石ケ 坪四六二番の三の先から同町大字郡 家字大平二四九番の内三 の先まで	九〇〇 一三〇 一〇〇
				変 更 後	五 九 四 六 五 七 五	変 更 前	二 九 一 七 一 一 一〇〇
						五 九 一 七 一 一 一〇〇	二 九 一 七 一 一 一〇〇
							二 九 一 七 一 一 一〇〇

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十年十月十七日

鳥取県内水面漁場管理委員会長 千代西尾 泰章

一 禁止区域

鳥取市叶地内（源太橋から下流干五百メートル）に設置の標柱から鳥取市菖蒲地内有富川と千代川との合流点下流端までの千代川

二 禁止期間

昭和五十年十月二十一日から昭和五十年十月三十一日まで